

議 事 日 程

〔 第 2 回定例会
R 4 . 2 . 9 午前 10 時
Web 開催 〕

1 審議事項

- (1) 議案第 3 号
狛江市立学校長及び副校長人事の内申について
- (2) 議案第 4 号
狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
- (3) 議案第 5 号
狛江市就学援助費支給事務取扱規則及び狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第 6 号
狛江市社会教育関係団体登録要綱の一部を改正する要綱
- (5) 議案第 7 号
狛江市立図書館利用支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (6) 議案第 8 号
狛江市社会教育委員の公募市民委員募集要領等の一部を改正する要領
- (7) 議案第 9 号
市長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

2 報告事項

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

- (1) コミュニティ・スクール導入に関する市民説明会の取りやめについて

議案第3号

狛江市立学校長及び副校長人事の内申について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月9日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

「令和4年度小中学校管理職異動内示」に伴い、東京都教育委員会に対して管理職配置について内申を行う。

議案第 4 号

狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

成年年齢引下げに伴い、狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則等
に関して必要な事項を改める。

狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（案）

令和4年 月 日
教育委員会規則第 号

（狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用者）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 プールを使用できる者（以下「個人使用者」という。）は、幼児（<u>1歳</u>から小学校就学の始期に達するまでの者（おむつを使用する者を除く。）をいう。以下同じ。）以上のものとする。ただし、幼児が使用するとき、<u>18歳</u>以上の者が付き添わなければならない。</p>	<p>（使用者）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 プールを使用できる者（以下「個人使用者」という。）は、幼児（<u>満1歳</u>から小学校就学の始期に達するまでの者（おむつを使用する者を除く。）をいう。以下同じ。）以上のものとする。ただし、幼児が使用するとき、<u>20歳</u>以上の者が付き添わなければならない。</p>

（狛江市体育施設条例施行規則の一部改正）

第2条 狛江市体育施設条例施行規則（平成20年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（登録）</p> <p>第5条 体育施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる登録をしなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 団体登録 テニスコートを除く施設等を貸切使用しようとする5人以上の団体で、市内に住所を有し、又は市内に通勤若しくは通学する<u>18歳</u>以上の者が代表者となっている団体</p>	<p>（登録）</p> <p>第5条 体育施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる登録をしなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 団体登録 テニスコートを除く施設等を貸切使用しようとする5人以上の団体で、市内に住所を有し、又は市内に通勤若しくは通学する<u>満20歳</u>以上の者が代表者となっている団体</p>

<p>(3) 高校生以下の団体登録 テニスコートを除く施設等を貸切使用しようとする団体で、監督、コーチその他の委員会が認める者を除き、5人以上の高校生以下の者で構成される団体で、市内に住所を有し、又は市内に通勤若しくは通学する<u>18歳</u>以上の者が代表者となっている団体</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(3) 高校生以下の団体登録 テニスコートを除く施設等を貸切使用しようとする団体で、監督、コーチその他の委員会が認める者を除き、5人以上の高校生以下の者で構成される団体で、市内に住所を有し、又は市内に通勤若しくは通学する<u>満20歳</u>以上の者が代表者となっている団体</p> <p>2～4 (略)</p>
--	---

(狛江市立公民館条例施行規則の一部改正)

第3条 狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録要件)</p> <p>第6条 前条第1項の登録団体は、社会教育法第10条に規定する団体で、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 団体の組織及び活動のため代表者を置き、その代表者が<u>18歳</u>以上であること。</p> <p>(登録)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 登録団体は、第2項に規定する登録を更新しようとするときは、<u>委員会が指定する日</u>までに、団体登録申請書により更新の申請をしなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(使用予約及び使用申請)</p>	<p>(登録要件)</p> <p>第6条 前条第1項の登録団体は、社会教育法第10条に規定する団体で、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 団体の組織及び活動のため代表者を置き、その代表者が<u>20歳</u>以上であること。</p> <p>(登録)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 登録団体は、第2項に規定する登録を更新しようとするときは、<u>あらかじめ指定された期日</u>までに、団体登録申請書により更新の申請をしなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(使用予約及び使用申請)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 使用者は、公民館施設予約・予約取消し申請書（第4号様式。以下「申請書」という。）により委員会に申請をし、又は公共施設予約用端末機（以下「ロビー端末機」という。）若しくは狛江市ホームページ（以下「インターネットサービス」という。）において予約をしなければならない。</p>	<p>第10条 使用者は、<u>施設を使用する日までに</u>公民館施設予約・予約取消し申請書（第4号様式。以下「申請書」という。）により委員会に申請をし、又は公共施設予約用端末機（以下「ロビー端末機」という。）若しくは狛江市ホームページ（以下「インターネットサービス」という。）において予約をしなければならない。</p>
<p>2 前項に規定する予約（以下「予約」という。）の方法は、次に掲げるとおりとする。<u>ただし、別に定める規則により委員会が特に認めたときは、受付期間前に申請することができる。</u></p> <p>(1) <u>使用日の3月前の日の属する月の初日から10日までの期間は、ロビー端末機又はインターネットサービスにより受け付けること。この場合において、予約が重複したときは、抽選を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>使用日の3月前の日の属する月の21日から使用日の4日前までの期間は、ロビー端末機、インターネットサービス又は申請書により予約を受け付けること。</u></p> <p>(3) <u>使用日の3日前から使用日までの期間は、申請書により予約を受け付けること。</u></p>	<p>2 前項の予約の受付期間は、<u>使用日の3月前の日の属する月の初日から当該月の10日まで及び当該月の21日から使用日の4日前までとする。ただし、別に定める規則により委員会が特に認めたときは、受付期間前に申請することができる。</u></p>
<p>3 予約の受付は、次に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 申請書 午前9時から午後5時まで（休館日を除く。）</p> <p>(2) ロビー端末機 第2条に規定する公民館の開館時間（休館日を除く。）</p> <p>(3) インターネットサービス 午前5時から翌日の午前零時まで</p>	<p>3 予約の受付時間は、<u>ロビー端末機は休館日を除く午前9時から午後9時30分まで、インターネットサービスは午前5時から翌日の午前零時までとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>4 <u>予約が完了した旨の通知を委員会から受けた者（以下「予約者」という。）が当該予約を取り消すときは、原則として使用日の前の開館日午後5時までに、申請書を委員会に提出し、又はロビー端末機若しくはインターネットサービスにおいて予約を取り消さなければならない。</u></p>	<p>4 <u>使用者は、予約を取り消すときは、申請書により委員会に申請をし、又はロビー端末機若しくはインターネットサービスにおいて予約を取り消さなければならない。ただし、使用日の前日（休館日を除く。）午後5時までに委員会へ申出がなく、使用料の納付がない場合は、予約が取り消されたものとみなす。</u></p>
<p>5 <u>予約者は、公民館の使用日の前の開館日午後5時までに券売機で領収書付き施設使用券を購入し、使用料の納付をしたことにより公民館施設の使用申請をしたものとみなす。</u></p>	<p>5 <u>第1項の規定による予約をした使用者は、券売機で領収書付き施設使用券を購入し、使用料の納付をしたことにより公民館施設の使用申請をしたものとみなす。</u></p>
<p>6 <u>第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、狛江市の区域内に住所若しくは事業所を有し、又は勤務する者以外の者及び目的外に使用する者は使用日の2月前の日の属する月の初日から使用日までに公民館施設目的外使用申請書（第5号様式）による申請をしなければならない。この場合において、当該申請を行った者が使用の申請を取り消すときは、原則として使用日の前の開館日午後5時までに、申請書を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（使用の許可）</u></p>	<p>6 <u>前各項の規定にかかわらず、狛江市の区域内に住所若しくは事業所を有し、又は勤務する者以外の者及び目的外に使用する者は使用日の2月前の日の属する月の初日から使用日までに公民館施設目的外使用申請書（第5号様式）による申請をしなければならない。</u></p> <p><u>（使用の許可）</u></p>
<p><u>第11条 委員会は、前条第5項に規定する申請を受けたとき、又は同条第6項に規定する申請の可否を決定し、使用日の前の開館日午後5時までに使用料の納付を受けたときは、公民館施設使用許可書（第6号様式）を交付するものとする。</u></p> <p><u>（使用料の減額又は免除）</u></p>	<p><u>第11条 委員会は、前条の規定による予約及び申請を許可したときは、使用料の納付を受けた後、公民館施設使用許可書（第6号様式）を交付するものとする。</u></p> <p><u>（使用料の減額又は免除）</u></p>
<p><u>第16条 （略）</u></p> <p>2 <u>使用の許可を受けた者は、前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとするときは、公民館施設使用料減免申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>第16条 （略）</u></p> <p>2 <u>使用の許可を受けた者は、前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとするときは、公民館施設使用料減免申請書（第8号様式）を狛江市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
3～6 (略)	い。 3～6 (略)

第1号様式を別紙のように改める。

付 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の狛江市立公民館条例施行規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

議案第 5 号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則及び狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

令和 4 年度要保護児童生徒援助費補助金の単価が引き上げられたこと等に
伴い、必要な事項を改める。

狛江市就学援助費支給事務取扱規則及び狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則（案）

令和4年 月 日
教育委員会規則第 号

（狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部改正）

第1条 狛江市就学援助費支給事務取扱規則（平成28年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第5（第4条関係）				別表第5（第4条関係）			
支給項目	支給対象者	対象学年	支給内容	支給項目	支給対象者	対象学年	支給内容
新入学 学用品 費（入 学前支 給）	準要保 護者	就学予定 者	小学生 <u>54,060円</u> 中学生 60,000円	新入学 学用品 費（入 学前支 給）	準要保 護者	就学予定 者	小学生 <u>51,060円</u> 中学生 60,000円
(略)				(略)			

共通様式を別紙のように改める。

（狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部改正）

第2条 狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則（平成28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

共通様式を別紙のように改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費受給申請書
（兼口座振替依頼書）

受付印

就学援助費・特別支援教育就学奨励費の申請をしたいので、狛江市就学援助費支給事務取扱規則第5条第1項・狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

狛江市教育委員会教育長 宛て

提出日	年 月 日	日中の連絡先						受付日	受付番号
〒		所得申告	申告済 ・ 未申告						
狛江市 丁目 番 号 (アパート・マンション名)		年1月1日時点の住所	狛江市 ・ その他 ()						
(住居の形態) 持家・借家 (家賃月額: _____円) ※借家で 年中に所得がある方は、賃貸借契約書等のコピーを添付してください。		世帯状況	援助費対象 児童生徒に ○	続柄	氏 名	生年月日	在籍小・中学校名	学年・組	特別支援教室利用の場 合は教室名を記入
					フリガナ 氏 名	大 昭 平 令 年 月 日	市立 学校	年 組	
申請者（保護者）氏名		世帯状況			フリガナ 氏 名	大 昭 平 令 年 月 日	市立 学校	年 組	
					フリガナ 氏 名	大 昭 平 令 年 月 日	市立 学校	年 組	
【同意】 □認定等事務のため、私の世帯全員に係る住民基本台帳、税務資料等の個人情報を調査し、又は生活保護法による扶助等を福祉事務所に事務担当者が確認することに同意します。 □受給者として認定を受けた場合、市長又は学校長を代理人と定め、就学援助費等に係る請求等について委任し、その請求に基づいて就学援助費を充当することに同意します。		世帯状況			フリガナ 氏 名	大 昭 平 令 年 月 日	市立 学校	年 組	
					フリガナ 氏 名	大 昭 平 令 年 月 日	市立 学校	年 組	
□AI-OCR（人工知能を用いた光学的文字認識）処理を行うために、本書に記載した内容が事業者のサーバーを経由することに同意します。 ※上記を確認し、同意する場合は☑してください。		振込口座	金融機関名 支店名		銀行・信用金庫・農協 (カタカナ又はアルファベットで記入)				
			口座名義人		本店・支店・出張所				
			口座種別		普通				
			口座番号						

認定年月日	認定区分
年 月 日	要・準・否・奨

申請理由	<p>1 就学援助費の申請</p> <p>(1) 保護者が生活保護法に基づく保護を受けている。</p> <p>(2) 保護者の属する世帯の全員の前年の総所得が当該世帯の需要額の1.1倍未満である。</p> <p>(3) 保護者が前年度又は当該年度において生活保護の停止又は廃止を受けた。</p> <p>(4) 保護者が前年度又は当該年度において市町村税が非課税又は減免を受けた。</p> <p>(5) 保護者が前年度又は当該年度において固定資産税又は個人事業税の減免を受けた。</p> <p>(6) 保護者が前年度又は当該年度において国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けた。</p> <p>(7) 保護者が前年度又は当該年度において国民年金の減免を受けた。</p> <p>(8) 災害及び家庭環境の変化により現在の所得状況が前年度を大きく下回り、申請者の生活状況が著しく悪化した。</p> <p>(9) その他（ ）</p> <p>2 特別支援教育就学奨励費の申請</p> <p>(1) 保護者の属する世帯の全員の前年の総所得が当該世帯の需要額2.5倍未満の者</p> <p>(2) その他（ ）</p>
------	---

※特別支援教育就学奨励費については、就学援助費の支給を受けている方は、支給対象とならないので御留意ください。

（留意事項）

- 1 年1月1日現在狛江市に住民登録がなかった方について
 年中の所得を確認できる書類（「前年分給与所得の源泉徴収票の写し」、 「前年分所得の確定申告書の写し（受付印があるもの）」等）を提出してください。
- 2 前年所得の申告をされていない方について
 前年の世帯の総所得に基づいて認定を行うため、生計を同一にする方の中に3月15日までに未申告の方がいる場合（生計を共にする方に扶養されている方を除く。）は、審査不能のため就学援助費・特別支援教育就学奨励費に係る審査については、保留となります。前年所得の申告をされていない方及び審査保留の通知を受け取った方は、就学援助を希望される場合には、未申告の方の申告をし、教育委員会に当該申告書の控えを提出し、再度申請をしてください。
 申告書の控えの提出がない等の理由により審査ができる状況にならない場合は、一定の期間の経過時点で申請は取り下げたものとなりますので、御了承ください。
- 3 その他
 災害及び家庭環境の変化による現在の所得状況が前年度を大きく下回り、申請者の生活状況が著しく悪化したことを理由に就学援助費を申請する場合には、当該事実を客観的に証明することができる書類をお持ちの上、御相談ください。

議案第 6 号

狛江市社会教育関係団体登録要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

成年年齢引下げに伴い，狛江市社会教育関係団体登録要綱に関して必要な事項を改める。

狛江市社会教育関係団体登録要綱の一部を改正する要綱（案）

令和4年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市社会教育関係団体登録要綱（平成23年教育委員会要綱第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（登録基準）</p> <p>第2条 団体として登録することができるものは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体で、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）団体の組織及び活動のため代表者を置き、代表者が<u>18歳</u>以上であって、規約又は会則を有すること。</p> <p>（8）（略）</p>	<p>（登録基準）</p> <p>第2条 団体として登録することができるものは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体で、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）団体の組織及び活動のため代表者を置き、代表者が<u>20歳</u>以上であって、規約又は会則を有すること。</p> <p>（8）（略）</p>
<p>（有効期間）</p> <p>第5条 登録の有効期間は、登録の日から最初に到達する西暦遇数年の3月31日までとする。ただし、監督、コーチその他の委員会が認めるものを除く構成員の全てが高校生以下の者（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者）であり、市内に在住、在勤又は在学する<u>18歳</u>以上の者が代表者となっている団体の有効期間は、登録の日の属する年度の3月31日までとする。</p>	<p>（有効期間）</p> <p>第5条 登録の有効期間は、登録の日から最初に到達する西暦遇数年の3月31日までとする。ただし、監督、コーチその他の委員会が認めるものを除く構成員の全てが高校生以下の者（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者）であり、市内に在住、在勤又は在学する<u>20歳</u>以上の者が代表者となっている団体の有効期間は、登録の日の属する年度の3月31日までとする。</p>

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

議案第7号

狛江市立図書館利用支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月9日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

利用者登録手続及び宅配サービス事業について、実施方法の規定を改める。

対 照 表

狛江市立図書館利用支援サービス事業実施要綱

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の利用が困難な者に対して<u>実施する利用支援サービス事業（以下「事業」という。）</u>に関し必要な事項を定め、もって図書館利用の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>録音資料 印刷物からの目視による情報取得又は文字情報の判別を困難とする者に対し情報提供することを目的として、当該印刷物の内容を録音して製作された資料をいう。</u></p> <p>(2) <u>点訳資料 印刷物からの目視による情報取得又は文字情報の判別を困難とする者に対し情報提供することを目的として、当該印刷物の内容を点字によって製作された資料をいう。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 前条第1号、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる事業の対象者は、規則第10条第2項第1号で規定する者のうち狛江市内に居住する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者若しくは同条第4項に規定する要支援者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、館長が特に必要と認める者については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>印刷物からの目視による情報取得又は文字情報の判別を困難と認められる者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(利用者登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の登録を完了した利用者又はその代理人（以下「利用者等」という。）は、図書館において、事前に利用支援サービス登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）に前条に掲げるいずれかの事実を証明する書類等の写しを付して、登録の申請を行わなければならない。ただし、利用者等が図書館に来館することが困難な場合に限り、<u>郵送その他館長が認める方法により申請できるものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第3条第9号の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の利用が困難な者に対して、<u>利用支援サービス事業（以下「事業」という。）</u>の実施に関し必要な事項を定め、もって図書館利用の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>録音資料 印刷物からの情報取得を困難とする者に対し情報提供を目的として製作された録音物をいう。</u></p> <p>(2) <u>点訳資料 印刷物からの情報取得を困難とする者に対し情報提供を目的として製作された点字によって書かれた資料をいう。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 事業の対象者は、規則第10条第2項第1号で規定する者のうち狛江市内に居住する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第3項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者若しくは同条第4項に規定する要支援者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、館長が特に必要と認める者については、この限りでない。</p> <p>(1) 印刷物からの情報取得を困難と認められる者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(利用者登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の登録を完了した利用者又はその代理人（以下「利用者等」という。）は、図書館において、事前に利用支援サービス登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）に<u>及び前条に掲げる</u>いずれかの事実を証明する書類等の写しを付して、登録の申請を行わなければならない。ただし、利用者等が図書館に来館することが困難な場合に限り、郵送により申請できるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(録音資料の製作)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 協力員は、依頼書に記載された納期限までに、当該録音資料を製作し、納品しなければならない。<u>ただし、やむを得ない理由によるものと館長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(宅配サービス)</p> <p>第11条 宅配サービスは、<u>館長が指定する日</u>に実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(録音資料の製作)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 協力員は、依頼書に記載された納期限までに、当該録音資料を製作し、納品しなければならない。</p> <p>(宅配サービス)</p> <p>第11条 宅配サービスは、<u>毎週火曜日及び土曜日</u>に実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

議案第8号

狛江市社会教育委員の公募市民委員募集要領等の一部を改正する要領

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月9日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

成年年齢引下げに伴い、狛江市社会教育委員の公募市民委員募集要領等に関して必要な事項を改める。

狛江市社会教育委員の公募市民委員募集要領等の一部を改正する要領（案）

令和4年 月 日
教育長決裁

（狛江市社会教育委員の公募市民委員募集要領の一部改正）

第1条 狛江市社会教育委員の公募市民委員募集要領（平成25年1月11日教育長決裁）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（募集内容）</p> <p>第2条 公募市民委員の募集内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 対象者 市内に在住し、<u>募集年度</u>の4月1日現在、<u>18歳</u>以上の者で、原則として平日の夜間に開催する会議に出席できるもの</p> <p>（2） （略）</p>	<p>（募集内容）</p> <p>第2条 公募市民委員の募集内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 対象者 市内に在住し、<u>募集の年</u>の4月1日現在<u>20歳</u>以上の者で、原則として平日の夜間に開催する会議に出席できるもの</p> <p>（2） （略）</p>

（狛江市立古民家園運営評議会公募市民委員募集要領の一部改正）

第2条 狛江市立古民家園運営評議会公募市民委員募集要領（平成28年10月6日教育長決裁）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（募集内容）</p> <p>第2条 公募市民委員の募集内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 対象者 募集年度の4月1日現在、<u>18歳</u>以上の市内在住、在勤及び在学者で、原則として平日に開催する会議に出席できるもの</p> <p>（2） （略）</p>	<p>（募集内容）</p> <p>第2条 公募市民委員の募集内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 対象者 募集年度の4月1日現在、<u>20歳</u>以上の市内在住、在勤及び在学者で、原則として平日に開催する会議に出席できるもの</p> <p>（2） （略）</p>

（狛江市スポーツ推進審議会公募市民委員募集要領の一部改正）

第3条 狛江市スポーツ推進審議会公募市民委員募集要領（平成25年1月11日教育長決裁）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（募集内容）</p> <p>第2条 公募市民委員の募集内容は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>（募集内容）</p> <p>第2条 公募市民委員の募集内容は、次に掲げるとおりとする。</p>

<p>(1) 対象者 市内に在住し、<u>募集年度</u>の4月1日現在、<u>18歳</u>以上の者で、原則として平日の夜間に開催する会議に出席できるもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 対象者 市内に在住し、<u>募集の年</u>の4月1日現在、<u>20歳</u>以上の者で、原則として平日の夜間に開催する会議に出席できるもの</p> <p>(2) (略)</p>
---	---

(狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領の一部改正)

第4条 狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領（平成24年12月20日教育長決裁）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(募集の内容)</p> <p>第2条 公募委員の募集内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 対象者 市内に在住し、<u>募集年度</u>の4月1日現在、<u>18歳</u>以上の者で、原則として平日の夜間に開催する会議に出席できるもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(募集の内容)</p> <p>第2条 公募委員の募集内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 対象者 市内に在住し、<u>募集の年</u>の4月1日現在、<u>20歳</u>以上の者で、原則として平日の夜間に開催する会議に出席できるもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 9 号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市会計年度任用職員の任用等に関する規則に規定する会計年度任用職員の選考に関し，地方自治法第 180 条の 2 の規定による協議の申入れがあったため。



狛総職発第 001285 号
令和 4 年 1 月 12 日

狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子 様

狛江市長
松原 俊雄
(公印省略)

市長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

狛江市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第23号）に規定する会計年度任用職員の選考に関し、狛江市教育委員会事務局職員において関連事務の執行を行うことができるよう、地方自治法第180条の2の規定により協議を申し入れます。

記

補助執行事務

- ・ 狛江市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第23号）に規定する会計年度任用職員の選考に関する事。

狛江市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程（案）

令和 年 月 日
規程第 号

狛江市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成5年規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
補助執行職員		補助執行事務	補助執行職員		補助執行事務
教育委員会	教育長 事務局職員 公民館職員 図書館職員	<p>(1) 狛江市予算事務規則（平成9年規則第26号）、狛江市会計事務規則（平成9年規則第36号）、狛江市物品会計事務規則（昭和43年規則第12号）、狛江市契約事務規則（昭和39年規則第8号）、狛江市検査事務規程（昭和45年規程第7号）、狛江市工事施工規程（平成25年規程第6号）、その他の財務に関する規則等（以下「財務会計規則等」という。）に規定する部長、課長等の処理すべき事務に関する事。</p> <p>(2) 教育委員会の所掌に関わる国庫支出金及び都支出金の申請、調査、請求及び報告に関する事。</p> <p>(3) 教育委員会の予算に係る狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号）に規定する市長の処理すべき事務</p>	教育委員会	教育長 事務局職員 公民館職員 図書館職員	<p>(1) 狛江市予算事務規則（平成9年規則第26号）、狛江市会計事務規則（平成9年規則第36号）、狛江市物品会計事務規則（昭和43年規則第12号）、狛江市契約事務規則（昭和39年規則第8号）、狛江市検査事務規程（昭和45年規程第7号）、狛江市工事施工規程（平成25年規程第6号）、その他の財務に関する規則等（以下「財務会計規則等」という。）に規定する部長、課長等の処理すべき事務に関する事。</p> <p>(2) 教育委員会の所掌に関わる国庫支出金及び都支出金の申請、調査、請求及び報告に関する事。</p> <p>(3) 教育委員会の予算に係る狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号）に規定する市長の処理すべき事務</p>

改正後		改正前	
	<p>に關すること。</p> <p>(4)教育施設の管理に係る市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(5)狛江市奨学資金支給条例(昭和45年条例第37号)に規定する市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(6)教育委員会が所掌する社会教育団体等に係る狛江市後援等の名義使用承認事務取扱要領(平成7年7月31日市長決裁)に規定する所管担当課が処理すべき事務に關すること。</p> <p>(7)狛江市行政財産使用料条例(平成22年条例第3号)に規定する市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(8)狛江市立公民館条例(平成5年条例第33号)に規定する市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(9)狛江市体育施設条例(昭和58年条例第6号)に規定する市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(10)狛江市立学校の施設の使用に關する条例(平成22年条例第29号)に規定する市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(11)狛江市総合教育會議に關すること。</p>		<p>に關すること。</p> <p>(4)教育施設の管理に係る市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(5)狛江市奨学資金支給条例(昭和45年条例第37号)に規定する市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(6)教育委員会が所掌する社会教育団体等に係る狛江市後援等の名義使用承認事務取扱要領(平成7年7月31日市長決裁)に規定する所管担当課が処理すべき事務に關すること。</p> <p>(7)狛江市行政財産使用料条例(平成22年条例第3号)に規定する市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(8)狛江市立公民館条例(平成5年条例第33号)に規定する市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(9)狛江市体育施設条例(昭和58年条例第6号)に規定する市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(10)狛江市立学校の施設の使用に關する条例(平成22年条例第29号)に規定する市長の処理すべき事務に關すること。</p> <p>(11)狛江市総合教育會議に關すること。</p>

改正後			改正前		
		<p>(12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定する狛江市の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な大綱に関すること。</p> <p>(13) 狛江市学校給食費の徴収に関する条例（令和元年条例第13号）に規定する市長の処理すべき事務に関すること。</p> <p>(14) 狛江市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第23号）に規定する会計年度任用職員の選考に関すること。</p>			<p>(12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定する狛江市の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な大綱に関すること。</p> <p>(13) 狛江市学校給食費の徴収に関する条例（令和元年条例第13号）に規定する市長の処理すべき事務に関すること。</p>
選挙管理委員会	事務局職員	(1) 財務会計規則等に規定する部長，課長等の処理すべき事務に関すること。	選挙管理委員会	事務局職員	(1) 財務会計規則等に規定する部長，課長等の処理すべき事務に関すること。
監査委員	事務局職員	(2) 狛江市公有財産規則（平成22年規則第5号）に規定する部長の処理すべき事務に関すること。	監査委員	事務局職員	(2) 狛江市公有財産規則（平成22年規則第5号）に規定する部長の処理すべき事務に関すること。
農業委員会	事務局職員	(3) 狛江市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第23号）に規定する会計年度任用職員の選考に関すること。	農業委員会	事務局職員	
議会	事務局職員	(1) 財務会計規則等に規定する部長，課長等の処理すべき事務に関するこ	議会	事務局職員	(1) 財務会計規則等に規定する部長，課長等の処理すべき事務に関するこ

改正後			改正前		
		<p>と。</p> <p>(2) 狛江市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第16号）に規定する市長の処理すべき事務に関すること。</p> <p>(3) 狛江市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第23号）に規定する会計年度任用職員の選考に関すること。</p>			<p>と。</p> <p>(2) 狛江市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第16号）に規定する市長の処理すべき事務に関すること。</p>

付 則

この規程は、公布の日から施行する。